

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 6 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 6 月 29 日(金)

15 時 32 分～16 時 15 分

第 4 委 員 会 室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

議 題

1 議会基本条例の見直しについて

資料 1

議員が納税証明を提出する規定を盛り込むことを検討してほしい。

2 行政視察について

(1) 日程 7 月 19 日 (木) ～20 日 (金)

(2) 視察先

ア 徳島県小松島市

○通年会期制について

- ・導入の経過
- ・導入後の状況（執行部、議員、議会事務局の負担等）

イ 香川県三豊市

○議会改革の取組について

- ・これまでの取組状況

議会基本条例を毎年検証
議会改革の実行計画を作成
事務事業評価の実施
I C T 化の実施等

- ・効果、課題等

(3) 行程等 資料 2 のとおり

3 その他

- ・ 9 月定例会から C A T V カメラを議場執行部側最後部角に設置
- ・ 仮契約段階での入札予定価格の公表について→事務局で再度確認

○次回開催 8 月 7 日 (火) 13 時 30 分 第 4 委員会室

(開議 15 時 32 分)

【会議録】

西田委員長

ただいまから第 6 回議会改革調査検討特別委員会を始める。今日の議題は時間的なこともあるので、簡潔に進めてまいりたい。

議題 1 議会基本条例の見直しについて

西田委員長

手元の資料を開いていただき、事務局次長から説明をいただく。

篠原次長

(以下、資料 1 をもとに説明)

西田委員長

赤字部分の説明をいただいたが、1 つずつ皆さんのご意見をいただきたい。始めの 2 ページの第 2 章 2 項「障害を持つ議員や妊娠、出産後の議員、そういった方々に配慮した」という文言を新たに入れさせていた

野藤委員

いただいた。この条文に関して何かあれば。

篠原次長

これは何か参考にした自治体があるのか。
前回配布した議会改革白書の、中津川市議会の基本条例や、滋賀県議会基本条例を参考にした。

西田委員長

他に。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では第 2 章 2 項はこの条文を入れさせていただくということで、よろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

ではそのように、当委員会では決定させていただく。

続いて 4 ページ第 7 条「議員と市長との関係」だが、これは今まで反問権だけだったが、更に反論も出来ることとし、反問し反論することが出来るという具合に、より具体的に執行部の声も前向きにいただける文言にしている。これに関して何かあれば。

(「前回話したとおりで異議なし」という声多数)

西田委員長

大体皆さんの意見を伺った中で、こういう文言となっている。これでよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では反論が出来ることも、このように決めさせていただく。

続いて 7 ページ、議会事務局の体制整備について。これは正副委員長と事務局との打ち合わせの中で、議会は本来、議会事務局の職員と一緒に政策立案をする。議員が上で政策立案を事務局に補助していただくのではなく、議会と一緒に政策立案をしていこうというもの。要するに意識を一緒にして、一体的に提案等々を推進していく組織であるということを入れようと、正副委員長から提案させていただいて、ここに入れた。この文言は次長に考えていただいた。若干ニュアンスが違う部分もあるが。副委員長どう思うか。

牛尾副委員長

これについてもう少し書き加えようということだったが、今日までに原稿が間に合わなかった。もう少し猶予をいただければ。

	また、今まで議会事務局の人事は市長部局から提案されていたが、事前に議長サイドにお伺いを立てていただき、どういう人事が適当か、議長と執行部とで話し合いをしていただくのが大前提として必要だという意味で、2 を付け加えた方が執行部に対する一定の牽制になるだろうということで、とりあえず赤字で示した。
西田委員長	2 を付け加えていただくことは、これはこれで良いと思う。第 1 項の方だが、「議会は議員の政策立案等を補助する組織として」という文言が、例えば……。
牛尾副委員長	先日委員長とも話したが、議会事務局が僕らの補助機関ではなく、協働しながら議員の政策提案を作り上げていくのだという文言を 1 番に入れたと思っている。それが今日の段階でまとまってなかったということで、雰囲気だけはお伝えした。次回必ず提案する。そういう感じでやろうと思っているので、それに付け加えた方が良いことがあれば、この際伺っておきたい。
西川委員	議会事務局はこのとおり補助する組織という認識だったのだが、そうではないのか。
西田委員長	あくまでも補助はする組織なのだが、議会事務局の任命権者は議長であるし、色んな所へ議会改革等で行った時も、議会事務局と市議会が結構一緒になってやっている所ほど良くまとまっていて、色んな政策提案もより多く出せる環境になっている、という情報をお聞きする。 そこで浜田市議会も、より前向きな政策立案が議会から出来るような体制は、事務局と一緒に……議会が主導ではあるかもしれないが、同等くらい一緒になってという意味合いを込めて、何らかの文言があれば良いと思った次第である。
牛尾副委員長	全国事例を見ると、「事務局と議員は絶えず協働しながら、市民福祉向上のために政策提案をおこなう。」そういうものがある。だからどちらかと言えばパートナーのようなものだから、それは議会基本条例の中で示す。補助的なものでは失礼だろうと思っているので、それについてはきちんと謳いたいと思っている。事務局がどう言われるかは分からないが。
西田委員長 小川局長	そういうことだ。 法令上の問題と、実際の問題というのは若干違う所がある。実は議会改革は今までもずっとやってきているが、事務局からも色んな提案をして、皆さんで議論しながら一緒にやってきている所がある。最近は、「議会事務局は議会の軍師」とも言われているので、議員さんの想いは分かる。
西田委員長	では赤字で書いてある 2 項の方は、このまま追加させていただく。1 項の文言は、次回までには是非議員の皆さんにご検討いただきたい。
小川局長	どちらにせよ条例改正は 9 月議会になると思うので、それまでに決めていただければ大丈夫。
西田委員長	そういうことでよろしくお願いする。

小川委員

続いて9ページ、市民参加の第2項、これは情報公開に関して。インターネット配信等、市民の方々が傍聴しやすい環境を整備する。そういう文言を具体的に加えている。このことについて何か。

西田委員長

文言は特に問題ないが、先般行われた議会報告会の関係で、1ヶ所の会場から耳の不自由な方がおられたという声があった。例えば今後8ヶ所やるなら、1ヶ所程度はそういう方が来れるような環境というか、手話通訳の方を配置する等、少し検討すべきではないかという議論が、この間の広報広聴委員会の中でも少しあった。そういうことも含めてということだろうと思う。具体的な環境は検討していく必要があるのではないかと思いますので、この文言を入れることについては良いことだと思う。

西田委員長

ただ環境やインターネットだけではなく、障害の有無に関わらずそういった文言も入れているので、小川委員が言われたことも配慮してやりたいと思う。この文言について他にあれば。

(「なし」という声あり)

布施委員

ではこの第4章市民参加の第2項については、赤字の文言を加えさせていただきたい。

続いて10ページの重要案件の意見交換会について。差し当たり今はこういう文言は無いのだが、意見交換会の23条には、もう少し一緒に考えて文言を出来たらと思っている。この件について、文言がアレンジ出来れば考えていただきたい。いかがだろうか。

西田委員長
布施委員

重要案件の意見交換会が、第23条というのはこれで良いが、要綱の中で10名以上といった決まり的なものがあった。それを見直すべきではないかという意見があったと思うが、それを含めての修正案なのだろうか。より良い案があれば。

私も議会報告会等やった上で、その地区においての重要案件はかなりあると思う。人数が10名以上揃わなかったり、手続き上時間帯に合わないという声を聞いたりするので、その辺の緩和について、何人にしたら良いかの案は無いが、柔軟性をもって重要案件の意見交換会をもっと活発に、こちらから申し込んだりする場合でも活かしていけたら良いという思いがある。

西田委員長

市民の方々との意見交換となると、あまり議会側が敷居を高くしても良くない。市民の方々とよりフラットな状態で話しやすい環境が出来たらと思う。その辺のお考えもよろしく願います。ご意見は次回に出していただきたい。

澁谷委員

今までの話の中で議会基本条例の修正点は以上だが、全体を通して何かあれば。

市民の滞納や議員の滞納という指摘があるので、浜田市議会基本条例に、千葉県流山市のような納税証明書を提出するかどうかについて、次回にでも議論をしていただきたい。

西田委員長

澁谷委員が今言われたのは、議会基本条例のどこかに盛り込むという

澁谷委員
西田委員長
澁谷委員

意味合いか。

はい。流山はそうになっている。

そのようなご意見があるが、他にはどうか。

今回、新人議員が市民の滞納について発言されたし、襟を正すという意味で。

田畑委員

22 条に「議会は市民に積極的に情報を公開する」とあるが、第 2 項で「傍聴しやすい環境の整備及びインターネットによる配信に努めるものとする」とのことだが、情報伝達というのは広報であるとか、ホームページだが、市民の皆さんに一番わかりやすいのはケーブルテレビだろうと思う。ケーブルテレビを活用するというのを書き加えるのがいいのでは。インターネットは見られる人が限られる、広報は字が小さいと言っ

西田委員長
田畑委員
牛尾委員
西田委員長

て見ない。ケーブルテレビで、という話が出た。加入率が浜田で 5 割近い。

加入していない者には、情報が入らないのは仕方ない。

ケーブルだけが情報ツールではない。ケーブルも加えた方が。

インターネットも全員ではないし、ケーブルテレビも全員ではないけれど、合わせればかなり確率が上がるという意味合いで、田畑委員からケーブルテレビもということだった。

篠原次長

ケーブルの件は第 15 条に、議会広報の充実という所でそれなりのことは謳ってある。第 22 条とは少し意味合いが違うかもしれないが。

布施委員

もし入れるとすると、インターネット「等」と、その一文字を入れるかどうか。

西田委員長

ケーブルテレビについては 7 ページの「議会広報の充実」の中にきちんと謳ってあるし、布施委員からも言われたが 9 ページ 22 条 2 項は、「整備およびインターネット等」と、「等」を入れるとまた少し広がるということで、「等」を入れてもよろしいか。

(「はい」という声あり)

他にあるか。今日は時間の都合と、皆さんお疲れの所だったので駆け足でやったが、議題 1 については先ほどの件について少し皆さんにお考えいただき、また次回にお聞きしたい。議題 1 は以上でよろしいか。

(「はい」という声あり)

議題 2 行政視察について

西田委員長
篠原次長
小川局長

お手元にレジュメがあるが、一応次長から説明をお願いする。

(以下、レジュメ及び資料 2 をもとに説明)

私からも一言。前回までに、視察には議長がついていけばという話があったのだが、18、19 日は特三の総会で鹿児島県枕崎市にいる。19 日に回って合流しようかとも言われていたのだが、次の 7 月 20 日に J T 跡地のグランドオープンに合わせ、市長と議長にご案内が来ていて、そちらに参加させてもらうので、申し訳ない。

篠原次長	執行部からは総務課長と総務管理係長の 2 人が同行する。事務局は私と近重主任主事が随行させていただく。
西田委員長	それで総勢 17 名となる。行政視察の説明が済んだが、何か質問はあるか。
	（ 「なし」という声あり ）
西田委員長 篠原次長	では行政視察については以上よろしく願います。 行政視察についてご承認をいただいたので、資料をお渡ししたいのだからなかなか出来ないで、7 月 3 日の定例会最終日までにご用意する。資料とは言っても都市データパックの写しや行程表くらいだが、取り揃えてお渡ししたい。もし質問がある方は 7 月 10 日までにご質問を、メールでも結構なのでお寄せいただければと思う。
西田委員長	質問がある方は 7 月 10 日まで。他にこの件に関してあれば。
	（ 「なし」という声あり ）

議題 3 その他

西田委員長 小川委員	その他何かあれば。 これも広報広聴の中で議論したものだが、本会議一般質問の時のケーブルテレビカメラ位置を、真正面に置いた方が良いのではないかと。一応そういう案が出たことをご報告しておく。
篠原次長	その件については最終日の議会運営委員会で、ご報告なりご提案をさせていただこうと思っていたが、一昨日にケーブルテレビの方と実際に議場で打合せしたところ、真正面は無理とのことだった。出来れば角度が急ではなくとも、財政課長の後ろの角、それから反対側は消防長の後ろあたりを交互に試行でやってみてはという提案をいただいた。江津は元々設置してあるカメラで撮るから上から見下ろすような角度になっているとのこと。
西田委員長 笹田委員	それはまた議運で話してもらいたい。他に。 議会改革で話をするべきなのか、議運ですべきなのか。議運の委員長もここにおられるのでおうかがいしたいのだが、今回の委員会において入札の最低価格を質問して、それを聞いて審議の参考にしようと思っていたのだが、入札の議決が出た時に入札の最低価格やその比率が分からない。そのお金でそういう工事が出来るのか、談合が無いだとか、そういうことをしっかり審議した上で、採決すべきだと思うのだが、聞いた時に価格を知るのは難しいと言われた。そういう場合、議員として聞き方も含めてどうしたら良いのか。これは総務課と議会との審議になるかもしれないが。仮契約の段階では最低入札価格が言われなかったことは理解できる。以前後野のごみ処理場の処分について出てきた際、当時 3 億円かかると承っていたところ、入札が 1 億円程度で済んだ。2 億の乖離があるとはどういうことだと議論になった。あれが出た以上は議会としてしっかり、工事請負に対してはやっていくべきだと思っていて質問

小川局長

した。それはどういう形であるべきか、悩ましい。

事務局から総務課へ、どうしてそういう形になっているか確認する。個人的には仮契約も終わって議案に出ているのでかまわないのではとも思うが、また確認しておく。

笹田委員
澁谷委員
小川局長

だとすれば、僕らに議決権は要らない。

そういう理屈をどういう根拠で言われるのか知りたい。

予定価格がいくらで、実際これで契約しているのだから、1 つがどのくらいで、あまりにも高いではないか等、そういったことを判断したいということか。

笹田委員
澁谷委員
牛尾委員

そうだ。本当にその価格で工事出来るかどうかも含めて。

笹田委員の意見は極めて正論に思える。

いつか給食センターが安く落ちた時、予定価格を下回っていたから本当に出来るのか、給食センターという性格上、いい加減なものを造ってもらっては困ると言ったことがある。だから入札管理係に聞いてみるべき。

小川局長
笹田委員
小川局長

事務局から聞いてみる。

議決すればオクケーの段階で出しているわけだろう、仮契約も済んで。

これも又聞きなのだが、実際は入札が終わった段階で入札予定価格を公表している自治体があるようにも聞いた気がするので、それも調べてみる。

笹田委員
小川局長
田畑委員

今回は大分上が出ていたので。

去年の消防車の例もあるし。

入札は何社だったか。

(「1社」という声あり)

澁谷委員

それは当然法律上やっている。何回か公募して、無かったから随意契約で入札したと、担当者はきちんと法に則ってやっている。

布施委員

金額、貢献度や点数なども、その部分が反映されて1億5千万円等がある。

西田委員長

ではこの件は総務に確認してもらいたい。他に委員からあるか。

(「なし」という声あり)

西田委員長

事務局からは何か。

(「ありません」という声あり)

西田委員長

では次回の開催だが、視察が終わって事務局の準備もあると思うので少し間を空けて。8月6日の週あたりでいかがだろうか。

(以下自由討議)

西田委員長

では次回開催は8月7日の一応午後1時半にしておいて、福祉環境調査会が終わり次第ということとさせていただきます。

他になければ、以上で委員会を終了する。

(閉議 16 時 15 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ⑩